

平成23年7月1日

神奈中観光株式会社

平成23年度 運輸安全マネジメントに対する取り組みについて

安全宣言

私達は「輸送の安全の確保が事業経営の根幹である」と深く認識し、安全対策や安全輸送の確保に最善を尽くしてまいります。

神奈中グループは、安全に対する問題意識を常に抱きながら業務を遂行し、お客様の「かけがえのない時間」と「ゆたかなくらし」の実現に貢献します。

《安全方針》

1. 「輸送の安全の確保は我々の誇り、事業経営の根幹である。」
2. 「法令、規則を守り、職務を遂行する。」
3. 「全従業員一人ひとりが役割と責任を果たし、安全を追及する。」

神奈中観光株式会社 代表取締役 飯田 淳彦

1. 輸送の安全に関する基本的な方針

- (1) 代表取締役社長および常勤取締役は、輸送の安全の確保が当社の事業経営の根幹であることを深く認識し、社内において輸送の安全確保に主導的な役割を果たします。
- (2) 代表取締役社長および常勤取締役は、現場における安全に関する声に真摯に耳を傾けるなど現場の状況を十分に踏まえつつ、全従業員に対し輸送の安全確保が最も重要であるという認識を徹底させます。
- (3) 当社は、輸送の安全に関する計画の策定、実行、チェック、改善を確実に実施し、安全対策を不断に見直し、全従業員が一丸となって業務を遂行することにより、絶えず輸送の安全性の向上に努めます。また、輸送の安全に関する情報については、積極的に公表いたします。

2. 輸送の安全に関する目標

安全方針に基づく「目標」

1. 「有責重大事故 ゼロ」
2. 「飲酒運転の防止」
3. 「後退時の事故防止」

3. 輸送の安全に関する計画

(1) 教育計画

- ① 所長、運行管理者、補助者、乗務員に対して年間教育計画に基づき23項目に分けた教育を実施します。
- ② 始業点呼時において、対面点呼にて「安全方針」の呼称を実施します。
- ③ 「始業点呼の立会い指導」を代表取締役社長をはじめ、役員、本社役職者により実施し、安全輸送等についての指導教育を行います。
- ④ ヒヤリ・ハット報告制度を導入し、これにより事例の収集、分析を行い「ヒヤリ・ハット体験に基づく危険箇所教育」に反映させ、事故防止に活用します。また、緊急性のある事例については速やかに所内に掲示し、始業点呼時に周知徹底いたします。
- ⑤ 乗務員に対し、車両の特性に関する実地教育を実施し、事故防止に役立てます。
- ⑥ 点呼時及び月次教育並びに新人教育において反復して飲酒に対する教育を実施します。また、点呼時にアルコール検知器を使用したアルコール検査を厳格に実施します。
- ⑦ 本社部門の社員に対しても運輸安全マネジメントに対する教育を行い、朝礼において「安全方針」の呼称を実施いたします。

(2) 安全に関するチェック・業務の改善

- ① 営業所の安全管理の実施状況等については、少なくとも1年に1回以上、輸送の安全に関する内部監査を行い、重大な事故、災害等が発生した場合、緊急に安全管理についてのチェックを行います。
- ② 前項の内部監査結果等を踏まえ輸送の安全の確保のために必要な方策を検討し、是正措置、又は、予防措置を講じます。
- ③ 悪質な法令違反等により重大事故を起こした場合においては、安全対策全般についての見直しを図り、安全確保のための対策を講じます。

(3) 安全運動

ゴールデンウィークにおける事故防止運動（4月下旬～5月上旬）
春の全国交通安全運動（5月中旬）
ディーゼルクリーンキャンペーン（6月・10月）
夏の交通事故防止運動（7月中旬）
秋の全国交通安全運動（9月下旬）
エコドライブ推進運動（11月）

年末年始自動車輸送安全総点検（12月中旬～1月上旬）

上記、安全運動を中心に更なる輸送の安全確保の向上に努めてまいります。

(4) 各委員会の開催

① 事故防止対策委員会

交通事故撲滅のため取締役社長をはじめとし所長、運行管理者、乗務員代表者等にて運転事故に関する調査研究を行い、事故の未然防止に努めることを目的に年2回開催いたします。

② 車両故障防止対策委員会

車両故障撲滅のため取締役社長をはじめとし所長、運行管理者、整備管理者、乗務員代表者等にて車両故障に関する調査研究を行い、車両故障の未然防止に努めることを目的に年2回開催いたします。

③ 飲酒運転防止対策委員会

飲酒運転撲滅のため取締役社長をはじめとし所長、運行管理者、乗務員代表者等にて飲酒運転に関する調査研究を行い、飲酒運転防止に関する対策を協議し、未然防止に努めることを目的に年2回開催いたします。

なお、各委員会について必要がある場合には、その都度、臨時に開催いたします。

4. 輸送の安全に関する組織体制および指揮命令系統

組織図 別紙1

緊急連絡図 別紙2

5. 最高責任者および安全管理担当取締役

代表取締役 飯田 淳彦

6. 安全管理規程

神奈中観光株式会社安全管理規程 別紙3

平成22年度 運輸安全マネジメントに対する取り組みの結果について

1. 月次教育の実施

第1 四半期	4月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事故事例研究 ・ 運転士が遵守すべき基本的事項 ・ ゴールデンウィークにおける特別事故防止運動の実施について ・ コンプライアンスについて ・ ガイド教育
	5月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事故事例研究 ・ 事業用自動車を運転する場合の心構え ・ 環境保全に関わる教育 (ディーゼルクリーンキャンペーンについて) ・ コンプライアンスについて ・ ガイド教育
	6月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事故事例研究 ・ 運転士が遵守すべき基本的事項 ・ 梅雨期における事故防止について ・ 夏の交通事故防止運動について ・ クールビズについて ・ コンプライアンスについて ・ ガイド教育
第2 四半期	7月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事故事例研究 ・ 事業を取り巻く社会情勢について ・ 健康管理等 ・ 台風等異常気象時における事故防止について ・ コンプライアンスについて ・ ガイド教育
	8月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事故事例研究 ・ 運転士が遵守すべき基本的事項 ・ 大規模地震等における対応及び運転操作 ・ コンプライアンスについて ・ ガイド教育
	9月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事故事例研究 ・ 健康管理等 ・ 環境保全に関わる教育 (ディーゼルクリーンキャンペーンについて) ・ 秋の全国交通安全運動の実施について ・ コンプライアンスについて ・ ガイド教育

第3 四半期	10月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事故事例研究 ・ 運転士が遵守すべき基本的事項 ・ 環境保全に関わる教育 ・ 秋の火災予防運動の実施について ・ コンプライアンスについて ・ ガイド教育
	11月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事故事例研究 ・ 事業用自動車を運転する場合の心構えについて ・ 事業を取り巻く社会情勢について ・ 年末年始自動車輸送安全総点検の実施について ・ コンプライアンスについて ・ ガイド教育
	12月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事故事例研究 ・ 健康管理等 ・ 降雪等異常気象時における事故防止について ・ コンプライアンスについて ・ ガイド教育
第4 四半期	1月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事故事例研究 ・ 事業を取り巻く社会情勢について ・ コンプライアンスについて ・ ガイド教育
	2月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事故事例研究 ・ 運転士が遵守すべき基本的事項 ・ 環境保全に関わる教育 ・ コンプライアンスについて ・ ガイド教育
	3月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事故事例研究 ・ 事業用自動車を運転する場合の心構えについて ・ 健康管理等 ・ 春の全国交通安全運動の実施について ・ コンプライアンスについて ・ ガイド教育

2. 体験による教育の実施

- ① 平成22年12月27日（月）～12月28日（火）の2日間にわたり、新人運転士を対象に長野方面へ冬山運行実地研修を実施した。
- ② 平成23年3月7日（月）・11日（金）に全従業員を対象に平塚消防署の方々の協力を得ながら、心肺蘇生法やAEDの使用方法の体験教育を実施した。

3. 事故防止対策委員会及び飲酒運転防止対策委員会の実施

- ① 平成22年6月21日（月）に本社会議室において、平成21年度に発生した事故の統計についての事故防止対策委員会を実施し、引き続き車両故障防止対策委員会と飲酒運転防止対策委員会を実施した。

- ② 平成22年12月20日（月）に本社会議室において、平成22年4月～平成22年10月の間に発生した11件の事故の審議および、再発防止策について事故防止対策委員会を実施し、引き続き車両故障防止対策委員会と飲酒運転防止対策委員会を実施した。

4. 安全運動の実施

春の全国交通安全運動『平成22年4月6日（火）～平成22年4月15日（木）』
ゴールデンウィークにおける事故防止
『平成22年4月29日（水）～平成22年5月5日（水）』
事業用自動車事故防止コンクール
『平成22年6月1日（火）～平成22年8月31日（火）』
夏の交通事故防止運動『平成22年7月11日（日）～平成22年7月20日（火）』
夏季の輸送安全総点検『平成22年8月1日（日）～平成22年8月7日（土）』
秋の全国交通安全運動『平成22年9月21日（火）～平成22年9月30日（木）』
飲酒運転防止週間 『平成22年9月21日（火）～平成22年9月27日（月）』
年末年始自動車輸送安全総点検
『平成22年12月10日（金）～平成23年1月10日（月）』
所内特別事故防止運動『平成23年1月11日（火）～平成23年1月31日（月）』

5. 点呼立会い指導

平成22年4月6日（火）・7日（水）・8日（木）・9日（金）・10日（土）・11日（日）・12日（月）・13日（火）・14日（水）・15日（木）・7月11日（日）・12日（月）・13日（火）・14日（水）・15日（木）・16日（金）・17日（土）・18日（日）・19日（月）・20日（火）8月11日（水）・9月21日（火）・22日（水）・23日（木）・24日（金）・25日（土）・26日（日）・27日（月）・28日（火）・29日（水）・30日（木）・10月18日（月）・20日（水）・21日（木）・28日（木）・11月1日（月）・9日（火）・20日（土）・12月3日（金）・10日（金）・11日（土）・12日（日）・14日（火）・15日（水）・18日（土）・20日（月）・22日（水）・23日（木）・24日（金）・25日（土）・27日（月）・28日（火）・29日（水）・30日（木）
平成23年1月5日（水）・8日（土）・11日（火）・12日（水）・13日（木）・14日（金）・15日（土）・16日（日）・17日（月）・18日（火）・19日（水）・20日（木）・21日（金）・22日（土）・23日（日）・24日（月）・25日（火）・26日（水）・27日（木）・28日（金）・29日（土）・30日（日）・31日（月）
2月9日（水）・19日（土）・28日（月）に代表取締役、安全管理担当取締役および本社役員、または管理職者による、各営業所の朝の出庫時の点呼立会い指導を実施し、「点呼方法の指導」および「アルコール検査指導」を行った。

6. 宿泊先における点呼立会い

- ① 平成22年5月6日（木）、掛川にて取締役と総務係長による宿泊先での点呼立会い指導を実施し、「事故防止教育」・「飲酒運転防止教育」を行った。
- ② 平成22年5月19日（水）、八ヶ岳にて代表取締役と東京営業所長による宿泊先での点呼立会い指導を実施し、「事故防止教育」・「飲酒運転防止教育」を行った。
- ③ 平成22年5月20日（木）、八ヶ岳にて取締役と総務係長による宿泊先での点呼立会い指導を実施し、「事故防止教育」・「飲酒運転防止教育」を行った。
- ④ 平成22年5月24日（月）、八ヶ岳にて神奈川営業所長と総務係長による宿泊先での点呼立会い指導を実施し、「事故防止教育」・「飲酒運転防止教育」を行った。
- ⑤ 平成22年7月15日（木）、箱根にて代表取締役と神奈川営業所長による宿泊先での点呼立会い指導を実施し、「事故防止教育」・「飲酒運転防止教育」を行った。
- ⑥ 平成22年7月20日（火）、清里にて代表取締役と東京営業所長による宿泊先での点呼立会い指導を実施し、「事故防止教育」・「飲酒運転防止教育」を行った。
- ⑦ 平成22年7月23日（金）、八ヶ岳にて取締役と総務次長による宿泊先での点呼立会い指導を実施し、「事故防止教育」・「飲酒運転防止教育」を行った。
- ⑧ 平成22年9月8日（水）、日光にて総務部長と総務係長による宿泊先での点呼立会い指導を実施し、「事故防止教育」・「飲酒運転防止教育」を行った。
- ⑨ 平成22年9月29日（水）、清水にて総務係長と教官運転士による宿泊先での点呼立会い指導を実施し、「事故防止教育」・「飲酒運転防止教育」を行った。
- ⑩ 平成22年10月18日（月）、飯田にて総務係長と教官運転士による宿泊先での点呼立会い指導を実施し、「事故防止教育」・「飲酒運転防止教育」を行った。
- ⑪ 平成22年11月9日（火）、木曾にて取締役と総務係長による宿泊先での点呼立会い指導を実施し、「事故防止教育」・「飲酒運転防止教育」を行った。
- ⑫ 平成23年1月18日（火）、上諏訪にて総務課長と総務係長による宿泊先での点呼立会い指導を実施し、「事故防止教育」・「飲酒運転防止教育」を行った。
- ⑬ 平成23年1月24日（月）、清里にて東京営業所長と教官運転士による宿泊先での点呼立会い指導を実施し、「事故防止教育」・「飲酒運転防止教育」を行った。

⑭ 平成23年1月27日（木）、八ヶ岳にて総務次長と教官運転士による宿泊先での点呼立会い指導を実施し、「事故防止教育」・「飲酒運転防止教育」を行った。

⑮ 平成23年2月9日（水）、草津にて代表取締役と総務課長による宿泊先での点呼立会い指導を実施し、「事故防止教育」・「飲酒運転防止教育」を行った。

7. 「安全方針」の唱和

本社においては、毎朝「安全方針」3項目を全員で唱和し、営業所においては、出庫時の対面点呼において毎日1項目ずつ唱和している。

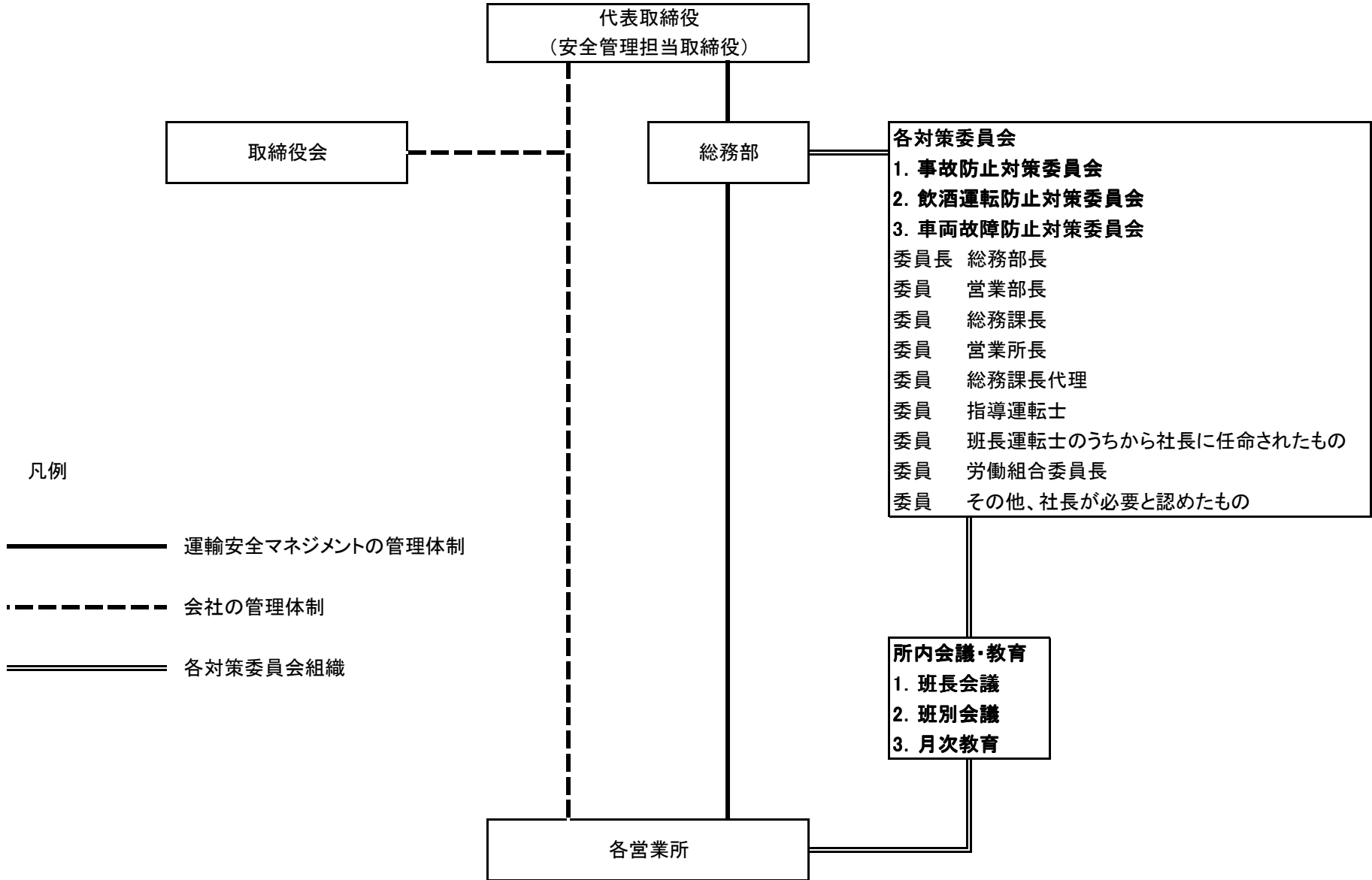
8. 平成22年度目標の達成状況について

目標	発生件数	備考
有責重大事故 ゼロ	0件	自動車事故報告規則第2条に規定する事故
車内事故防止	0件	車内人身事故
飲酒運転の防止	0件	乗務前後のアルコール検査を実施

9. 平成22年度発生事故統計

項目	22年度	21年度	備考
重大事故	0件	0件	自動車事故報告規則第2条に規定する事故
軽微事故	16件	13件	有責事故
車両故障	13件	7件	自動車事故報告規則第2条に規定する車両故障

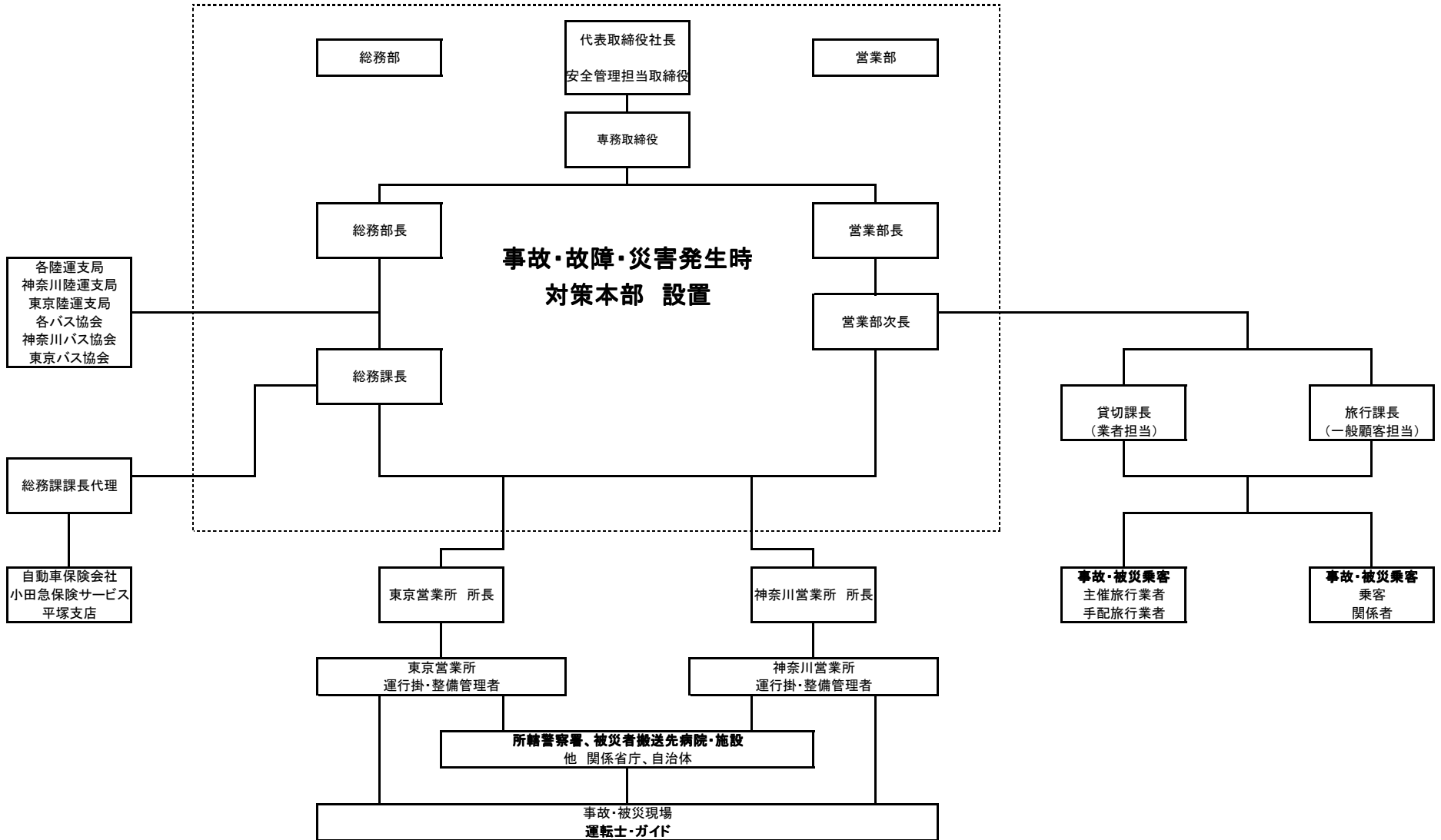
安全管理体制組織図



事故・故障・災害発生時緊急連絡図

神奈中観光株式会社

速報・報告時、直属の上司に連絡が取れない場合はその上席の役職者へ報告すること



安全管理規程

(目的)

第1条 この規程（以下「本規程」という。）は、道路運送法（以下「法」という。）第22条の2第2項の規定に基づき、神奈中観光株式会社（以下「当社」という。）の輸送の安全を確保するために遵守すべき事項を定め、もって輸送の安全性の向上を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 本規程は、当社の旅客自動車運送事業に係る業務活動に適用する。

(代表取締役等の責務)

第3条 代表取締役は、輸送の安全の確保に関する最終的な責任を負う。

- 2 代表取締役および常勤取締役は、輸送の安全の確保に関し、予算の確保、体制の構築等必要な措置を講じる。
- 3 代表取締役および常勤取締役は、輸送の安全を確保するための業務の実施および管理の状況が適切かどうかを常に確認し、必要な改善を行う。

(輸送の安全に関する基本的な方針)

第4条 代表取締役および常勤取締役は、輸送の安全の確保が当社の事業経営の根幹であることを深く認識し、社内において輸送の安全の確保に主導的な役割を果たす。

- 2 代表取締役および常勤取締役は、現場における安全に関する声に真摯に耳を傾けるなど現場の状況を十分に踏まえつつ、全従業員に対し輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底させる。
- 3 当社は、輸送の安全に関する計画の策定、実行、チェック、改善を確実に実施し、安全対策を不断に見直し、全従業員が一丸となって業務を遂行することにより、絶えず輸送の安全性の向上に努める。また、輸送の安全に関する情報については、積極的に公表する。

(輸送の安全に関する目標の設定および計画の策定)

第5条 前条に掲げる方針に基づき、輸送の安全に関する目標（以下「目標」という。）を策定する。

- 2 前号に掲げる目標を達成するため、必要な輸送の安全に関する計画（以下「計画」という。）を策定する。

(計画の着実な実施)

第6条 前条の目標を達成するため、計画を着実に実施する。

- 2 計画の実施状況については、四半期毎に事務所に掲示するとともに、点呼等により全従業員に対し周知を図る。

(輸送の安全に関する情報の共有および伝達)

第7条 代表取締役および常勤取締役は、現業従業員との双方向の意思疎通を十分に行うことにより、輸送の安全に関する情報が適時適切に社内において伝達され、共有されるように勤める。

- 2 現業従業員等が輸送の安全性を損なうような事態を発見した場合には、看過したり、隠蔽したりせず、直ちに関係者に伝え、適切な対処策を講じることができるようになる。なお、率先して情報を伝達したものに対しては、自己の不利益になるような情報であってもマイナス評価は行わない。

(事故、災害等に関する報告連絡体制および指揮命令系統)

第8条 事故、災害等が発生した場合における報告連絡体制および事故、災害等発生後の対応についての指揮命令系統は、別紙1の「安全管理体制組織図」および別紙2の「緊急連絡図」に定めるところによる。

(輸送の安全に関する教育および研修)

第9条 第5条第1項の目標を達成するため、必要となる人材育成のための教育および研修に関する具体的な計画を策定し、着実に実施する。

(安全に関するチェック・業務改善に関する事項)

第10条 安全管理の実施状況等について、少なくとも1年に1回以上、輸送の安全に関するチェックを行う。また、重大な事故、災害等が発生した場合には、緊急にチェックを行う。

- 2 前項のチェック結果等を踏まえ、輸送の安全の確保のために必要な方策を検討し、是正措置又は予防措置を講じる。
- 3 悪質な法令違反等により重大事故を起こした場合においては、安全対策全般又は必要な事項において現在よりも更に高度の安全確保のための対策を講じる。

(情報公開等に関する事項)

第11条 輸送に関する基本的な方針、目標および当該目標の達成状況、報告規則第2条に規定する事故に関する統計（総件数および類型型の事故件数）について、毎年度公表する。

- 2 事故発生後における再発防止対策等、行政処分後に輸送の安全の確保のために講じた改善状況について国土交通省に報告した場合には、速やかに公表する。

(輸送の安全に関する記録の管理等)

第12条 輸送の安全に関する基本的な方針、目標、計画およびチェックの結果その他の輸送の安全に関する情報の記録および保存の方法を定め、保存する。

この規定は、平成19年3月1日より施行し、平成18年10月1日から適用する。